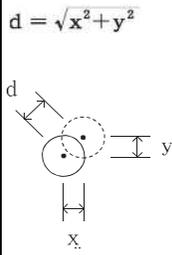
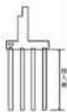
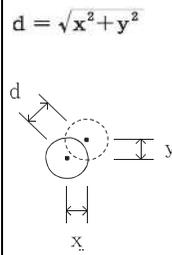
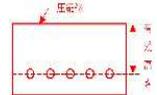


令和6年度 土木工事施工管理基準

新旧対照表

土木工事出来形管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)										改定版 (令和6年9月)										改定理由					
単位: mm										単位: mm															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由			
3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※?付プレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルリングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 			3	2	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 				
						根入長	設計値以上											根入長	設計値以上						
						偏心量 d	150以内											偏心量 d	150以内						
						傾斜	1/50以内											傾斜	1/50以内						
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※											基礎径 D	設計径（公称径）以上※						
3	2	18	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）				3	2	18	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）					
						幅 W	0～+30											幅 W	0～+30						
						厚さ t	-10～+20											厚さ t	-10～+20						
						鉄筋のかぶり	設計値以上											鉄筋のかぶり	設計値以上						
						鉄筋の有効高さ	±10											鉄筋の有効高さ	±10						
						鉄筋間隔	±20											鉄筋間隔	±20						
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10																						
10	1	1			道路工	基準値	±30	基準高、幅は延長40mごとに、1箇所の割とし、基準高は、道路中心線及びその端部で測定する。		道路中心線は座標管理の場合は座標値とする 復元位置（参考値±10mm以内） 建設省公共測量作業規定第5編第4節適用		10	1	1			道路工	基準高▽	±30	基準高、幅は延長40mごとに、1箇所の割とし、基準高は、道路中心線及びその端部で測定する。		道路中心線は座標管理の場合は座標値とする 復元位置（参考値±10mm以内） 建設省公共測量作業規定第5編第4節適用	字句修正		
						幅W、W1、W2	-25											幅W、W1、W2	-25						
						延長	L<10m											-20	延長					L<10m	-20
							10≦L<100m											-50						10≦L<100m	-50
							L>100m											-100						L>100m	-100

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
クオリティコントロールを除外	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクス)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	骨材 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	クオリティコントロールを除外	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクス)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	骨材 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定による
クオリティコントロールを除外	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクス)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による砂の試験」による。	○	クオリティコントロールを除外	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクス)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による砂の試験」による。	○	諸基準類の改定による
クオリティコントロールを除外	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクス)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	クオリティコントロールを除外	材料	その他(JISマーク表示されたレディミクス)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定による

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
けと1 コン セク メン クリ トを 除く)	材料	その他 (JISマ ークを 使用す る場合 は除く)	練混ぜ水の 水質試験	上水道及び上水道以外 の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下、溶 解性蒸発残留物の量: 1g/ℓ以 下、塩化物イオン量: 200ppm以 下、セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以 内モルタルの圧縮強度比: 材齢 7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/ 以上及び水質が変わった場 合。	上水道を使用している場合 は試験に換え、上水道を使 用していることを示す資料 により確認を行う。	○	けと1 コン セク メン クリ トを 除く)	材料	その他 (JISマ ークを 使用す る場合 は除く)	練混ぜ水の 水質試験	上水道及び上水道以外 の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/ℓ以下、溶 解性蒸発残留物の量: 1g/ℓ以 下、塩化物イオン量: 200ppm以 下、セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分 以内モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/ 上/12か月及び水質が変わっ た場合。	上水道を使用している場合 は試験に換え、上水道を使 用していることを示す資料 により確認を行う。	○	JIS改定 諸基準類 の表記に 合わせる
けと1 コン セク メン クリ トを 除く)	材料	その他 (JISマ ークを 使用す る場合 は除く)	練混ぜ水の 水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発 は30分以内、終結は60分以内モ ルタルの圧縮強度比: 材齢7日 及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/ 以上及び水質が変わった場 合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合 は試験に換え、上水道を使 用していることを示す資料 により確認を行う。	○	けと1 コン セク メン クリ トを 除く)	材料	その他 (JISマ ークを 使用す る場合 は除く)	練混ぜ水の 水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発 は30分以内、終結は60分以内モ ルタルの圧縮強度比: 材齢7日 及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/ 上/12か月及び水質が変わっ た場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合 は試験に換え、上水道を使 用していることを示す資料 により確認を行う。	○	JIS改定 諸基準類 の表記に 合わせる
くり トセ グメン ト・ 覆工 コン クリ ト・ 転圧 コン クリ トを 除く)	製造 プラ ント	その他 (JISマ ークを 使用す る場合 は除く)	ミキサの練 混ぜ性能試 験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位 容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量 の差: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率: 10%以下 コンステンシー (スランプ) の偏差率: 15% 公称容量の1/2の場合: コン クリート中のモルタル単位容積質 量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量 の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/ 以上	・小規模工種※で1工種当 りの総使用量が50m ³ 未満の 場合は1工種1回以上の試 験、またはレディーミキスト コンクリート工場の品質証 明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の 工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所 打杭、井筒基礎等)、橋梁 上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以 上)、雨渠工、樋門、樋 管、水門、水路 (内幅2.0m 以上)、護岸、ダム及び 堰、トンネル、舗装、その 他これらに類する工種及び 特記仕様書で指定された工 種)	○	くり トセ グメン ト・ 覆工 コン クリ ト・ 転圧 コン クリ トを 除く)	製造 プラ ント	その他 (JISマ ークを 使用す る場合 は除く)	ミキサの練 混ぜ性能試 験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位 容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量 の差: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差 率: 10%以下 コンステンシー (スランプ) の偏差率: 15%	工事開始前及び工事中1回/ 上/12か月	・小規模工種※で1工種当 りの総使用量が50m ³ 未満の 場合は1工種1回以上の試 験、またはレディーミキスト コンクリート工場の品質証 明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の 工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所 打杭、井筒基礎等)、橋梁 上部工 (桁、床版、高欄 等)、擁壁工 (高さ1m以 上)、雨渠工、樋門、樋 管、水門、水路 (内幅2.0m 以上)、護岸、ダム及び 堰、トンネル、舗装、その 他これらに類する工種及び 特記仕様書で指定された工 種)	○	諸基準類 の改定に ともなう

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和5年12月版）							改定版（令和6年9月版）							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認		
くりーせむたむ・覆工コンクリート（転圧コンクリート・コンク	製造プラント	その他（JISマークは表示されず）	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差： 5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	○	くりーせむたむ・覆工コンクリート（転圧コンクリート・コンク	製造プラント	その他（JISマークは表示されず）	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差： 5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	○	諸基準類の改定にもなる		
クリーセメントを除去	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	クリーセメントを除去	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	JSCE基準改定		
						・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018、503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）												

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和5年12月版）							改定版（令和6年9月版）							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
ム1 覆工 セメント・コンクリート・吹付けコンクリート（転圧コンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、なお、テストコースは打設場所で開催し、1回につき6個（ $\sigma 7 \sim 3$ 個、 $\sigma 28 \sim 3$ 個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（ $\sigma 3$ ）を追加で採取する。 ※打設量が小規模の場合は別紙「日当たり打設量が小規模となるレール・コンクリートの品質管理基準」による。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレデー・ミックス・コンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、涵渠工、橋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		ム1 覆工 セメント・コンクリート・吹付けコンクリート（転圧コンクリートを除く）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、 工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、なお、テストコースは打設場所で開催し、1回につき6個（ $\sigma 7 \sim 3$ 個、 $\sigma 28 \sim 3$ 個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（ $\sigma 3$ ）を追加で採取する。 ※打設量が小規模の場合は別紙「日当たり打設量が小規模となるレール・コンクリートの品質管理基準」による。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレデー・ミックス・コンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、涵渠工、橋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		JIS改正
リー セメント・吹付けコンクリート（転圧コンクリートを除く）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土省）」により竣工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。		リー セメント・吹付けコンクリート（転圧コンクリートを除く）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）」により竣工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。		追記

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和5年12月版）								改定版（令和6年9月版）								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
除く コンクリート・吹付けコンクリート（転圧を工コ）	1 セメント・コンクリート	施工後試験 その他	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左		除く コンクリート・吹付けコンクリート（転圧を工コ）	1 セメント・コンクリート	施工後試験 その他	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（国土交通省）」による	同左	同左	同左		補足
除く コンクリート・吹付けコンクリート（転圧を工コ）	1 セメント・コンクリート	施工後試験 その他	強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左		除く コンクリート・吹付けコンクリート（転圧を工コ）	1 セメント・コンクリート	施工後試験 その他	強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（国土交通省）」による	同左	同左	同左		補足
12 転圧 コンクリート	コンクリート（JISマーク表示されたレデューミクス）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道以外の水 JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2 g/l以下、溶解性蒸発残留物の量：1 g/l以下、塩化物イオン量：200ppm以下、セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	12 転圧 コンクリート	コンクリート（JISマーク表示されたレデューミクス）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水 JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2 g/l以下、溶解性蒸発残留物の量：1 g/l以下、塩化物イオン量：200mg/L以下、セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	誤植 JIS改定諸基準類の表記に合わせる

土木工品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	ク材料 リート (JIS マーク を使用 する 場合 は除 く)	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水濃度は1回/日		○	12 転圧コンクリート	ク材料 リート (JIS マーク を使用 する 場合 は除 く)	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水濃度は1回/日		○	JIS改定諸基準類の表記に合わせる
12 転圧コンクリート	ス製造 コ ン ク リ ー ト (ブ ラ ン ク リ ー ト) を (J I S マ ー ク を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー (スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		○	12 転圧コンクリート	ス製造 コ ン ク リ ー ト (ブ ラ ン ク リ ー ト) を (J I S マ ー ク を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー (スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。		○	諸基準類の改定にともなう

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和5年12月版）							改定版（令和6年9月版）							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	製造（プレキャスト）（JISマーク表示されたレディミックス）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	12 転圧コンクリート	製造（プレキャスト）（JISマーク表示されたレディミックス）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-1502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	諸基準類の改定にもなう
19 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミックス）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による砂の試験」による。	○	19 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミックス）	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による砂の試験」による。	○	諸基準類の改定にもなう
19 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミックス）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	19 吹付工	材料	その他（JISマーク表示されたレディミックス）	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にもなう

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認
19吹付工	材料	その他(リーリスマーク表示されたレディミックス)	練混ぜ水の水質試験	上水道以外の水 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2 g/l以下、溶解性蒸発残留物の量: 1 g/l以下、塩化物イオン量: 200ppm以下、セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	○	19吹付工	材料	その他(リーリスマーク表示されたレディミックス)	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水 JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量: 2 g/l以下、溶解性蒸発残留物の量: 1 g/l以下、塩化物イオン量: 200mg/L以下、セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合	○	JIS改定諸基準類の表記に合わせる
19吹付工	材料	その他(リーリスマーク表示されたレディミックス)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合スラッジ水の濃度は1回/日。	○	19吹付工	材料	その他(リーリスマーク表示されたレディミックス)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量: 200mg/L以下セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合スラッジ水の濃度は1回/日。	○	JIS改定諸基準類の表記に合わせる
19吹付工	ト製コ造ンク(ブリラント)を他	ミキサの練混ぜ性能試験	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	19吹付工	ト製コ造ンク(ブリラント)を他	ミキサの練混ぜ性能試験	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	諸基準類の改定にともなう

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認		
19 吹付工	製造 コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、種管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	19 吹付工	製造 コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、種管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	諸基準類の改定にともなう		
19 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種についてはミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		19 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE-F 561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種についてはミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		JSCE基準改定
19 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後には試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種についてはミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		19 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前には1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後には試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種についてはミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		JSCE基準改定

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 現場吹付法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミク)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	20 現場吹付法枠工	施工	必須	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定によるもの
20 現場吹付法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミク)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。必要に応じて試験成績表による確認を行なう。	○	20 現場吹付法枠工	施工	必須	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。必要に応じて試験成績表による確認を行なう。	○	諸基準類の改定によるもの
20 現場吹付法枠工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミク)	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の場合 JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。必要に応じて試験成績表による確認を行なう。	○	20 現場吹付法枠工	施工	必須	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の場合 JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。必要に応じて試験成績表による確認を行なう。	○	JIS改定諸基準類の表記に合わせる

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認		
20 現場吹付法特工	材料	その他 (JISマーク表示されたいミキ)	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合スラッジ水の濃度は1回/日。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	20 現場吹付法特工	施工	必須	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合スラッジ水の濃度は1回/日。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定諸基準類の表記に合わせる
20 現場吹付法特工	ト製コ造 (プレラント) を使用する場合は除く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	20 現場吹付法特工	ト製コ造 (プレラント) を使用する場合は除く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	諸基準類の改定にもなる
20 現場吹付法特工	ス製トコ造 (プレラント) を使用する場合は除く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	20 現場吹付法特工	ス製トコ造 (プレラント) を使用する場合は除く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	諸基準類の改定にもなる

土木工品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和5年12月版）							改定版（令和6年9月版）							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム	材料 （JISマークを使用する場合を除く） その他	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	26 コンクリートダム	材料 （JISマークを使用する場合を除く） その他	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にもなう
26 コンクリートダム	材料 （JISマークを使用する場合を除く） その他	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 工事開始前、工事中1回/6か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	26 コンクリートダム	材料 （JISマークを使用する場合を除く） その他	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	諸基準類の改定にもなう
26 コンクリートダム	材料 （JISマークを使用する場合を除く） その他	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	26 コンクリートダム	材料 （JISマークを使用する場合を除く） その他	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にもなう

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
26	コンクリートダム	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2 g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1 g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	26	コンクリートダム	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2 g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1 g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	諸基準類の改定による
26	コンクリートダム	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日以上	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	26	コンクリートダム	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日以上	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	諸基準類の改定による
26	コンクリートダム	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	26	コンクリートダム	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	諸基準類の改定による

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
26 コンクリートダム	ト製 造 ンク リ ー ト タ ム (プ ラ ン ト) を 使 用 す る 場 合 は 除 く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	26 コンクリートダム	ト製 造 ンク リ ー ト タ ム (プ ラ ン ト) を 使 用 す る 場 合 は 除 く	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	諸基準類の改定によるもの
26 コンクリートダム	す製 造 場 合 (プ ラ ン ト) を 使 用 す る 場 合 は 除 く	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m²未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m²以上の場合は、50m²ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018、503-2023)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	26 コンクリートダム	す製 造 場 合 (プ ラ ン ト) を 使 用 す る 場 合 は 除 く	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m²未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m²以上の場合は、50m²ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	諸基準類の改定によるもの

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27	覆工コンクリート	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	27	覆工コンクリート	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	諸基準類の改定にともなう
27	覆工コンクリート	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	27	覆工コンクリート	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	諸基準類の改定にともなう
27	覆工コンクリート	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	27	覆工コンクリート	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	諸基準類の改定にともなう

土木工事事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27	覆工コンクリート	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合 JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2 g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1 g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	27	覆工コンクリート	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合 JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2 g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1 g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	JIS改定諸基準類の表記に合わせる
27	覆工コンクリート	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日。	その原水は、上水道水及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○	27	覆工コンクリート	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日。	その原水は、上水道水及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定諸基準類の表記に合わせる
27	覆工コンクリート	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率： 5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率： 10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	27	覆工コンクリート	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率： 5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率： 10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	諸基準類の改定にともなう

土木工事事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27 覆工 コンクリート N A T M	製造 その他	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	27 覆工 コンクリート N A T M	製造 その他	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	諸基準類の改定による
27 覆工 コンクリート N A T M	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は3回の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ² ごとに1回。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本（φ7…3本、φ28…3本）とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。		27 覆工 コンクリート N A T M	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は3回の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m ² ごとに1回。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本（φ7…3本、φ28…3本）とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。		JIS改正
27 覆工 コンクリート N A T M	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。		27 覆工 コンクリート N A T M	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミキストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023)または設計図書の規定により行う。		JSCE基準改定

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準 摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準 摘要	試験成績表等による確認
27	覆工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018、503-2018) または設計図書の規定により行う。		27	覆工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミクスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場・JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023) または設計図書の規定により行う。		JSCE基準改定
28	吹付コンクリート	材料	トコソコ他(クリートを使用する場合は除く) 練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合 JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/年及び水質が変わった場合。 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	28	吹付コンクリート	材料	トコソコ他(クリートを使用する場合は除く) 練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の場合 JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	JIS改定諸基準類の表記に合わせる
28	吹付コンクリート	材料	トコソコ他(クリートを使用する場合は除く) 練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	28	吹付コンクリート	材料	トコソコ他(クリートを使用する場合は除く) 練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200ppm/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 必要に応じて試験成績表等による確認を行なう。	○	JIS改定諸基準類の表記に合わせる

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版（令和5年12月版）							改定版（令和6年9月版）							改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認	
28 吹付 コン クリ ート N A T M	ト製 コ造 ンク リ ー ト （フ ラ ン ト） を 使 用 す る 場 合 は 除 く	そ の 他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率： 5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率： 10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	28 吹付 コン クリ ー ト N A T M	ト製 コ造 ンク リ ー ト （フ ラ ン ト） を 使 用 す る 場 合 は 除 く	そ の 他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率： 5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率： 10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	諸基準類の表記に合わせる	
28 吹付 コン クリ ー ト N A T M	コ製 ンク リ ー ト （フ ラ ン ト） を 使 用 す る 場 合 は 除 く	そ の 他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		28 吹付 コン クリ ー ト N A T M	コ製 ンク リ ー ト （フ ラ ン ト） を 使 用 す る 場 合 は 除 く	そ の 他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規程 JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		諸基準類の表記に合わせる	
28 吹付 コン クリ ー ト N A T M	施 工	必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。		28 吹付 コン クリ ー ト N A T M	施 工	必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2013、503-2013）または設計図書の規定により行う。		JSCE基準改定にともなう

土木工事品質管理基準 新旧対照表

現行版 (令和5年12月版)							改定版 (令和6年9月版)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
28吹付コンクリート N A T M	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は3回の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013、503-2013)または設計図書の規定により行う。		28吹付コンクリート N A T M	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は3回の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。 1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023)または設計図書の規定により行う。		JSCE基準 改定にともなう
28吹付コンクリート N A T M	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013、503-2013)または設計図書の規定により行う。		28吹付コンクリート N A T M	施工	必須	吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023)または設計図書の規定により行う。		JSCE基準 改定にともなう
28吹付コンクリート N A T M	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013、503-2013)または設計図書の規定により行う。		28吹付コンクリート N A T M	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023)または設計図書の規定により行う。		JSCE基準 改定にともなう
28吹付コンクリート N A T M	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013、503-2013)または設計図書の規定により行う。		28吹付コンクリート N A T M	施工	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上。またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023、503-2023)または設計図書の規定により行う。		JSCE基準 改定にともなう

土木工事写真管理基準 新旧対照表

現行（令和5年12月）							改正（令和6年9月）							改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮 影 項 目	撮 影 頻 度 [時期]									撮 影 項 目	撮 影 頻 度 [時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	40m(50m)または1施工 箇所1回 [型枠取外し後]		3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	40m(50m)または1施工 箇所1回 [型枠取外し後]		誤記修正
					管渠工	幅 高さ	40m(50m)または1施工 箇所1回 [埋戻し前]							側溝工 (管渠工)	幅 高さ	40m(50m)または1施工 箇所1回 [埋戻し前]		誤記修正